

別表(第2条関係)

区域外就学許可基準

事由	内容	対象学年	許可期間	添付書類等
1 市外転出による場合	転出後も現に通学している学校に引き続き通学を希望するとき。	小中学校の全学年	最長で当該学年末まで	・学校長の副申書 ・印鑑
2 市外一時転出による場合	住居の建替え等により一時的に市外に転出するが、1年以内に元の住所地に戻る事が確実なため、元の住所地の学校に引き続き通学を希望するとき。	小中学校の全学年	最長1年を限度とし、当該事由解消まで	・工事契約書、売買契約書、賃貸契約書など確認できるもの ・学校長の副申書 ・印鑑
3 転入予定による場合	1年以内に、転入することが確実なため、あらかじめ転入予定地を通学区域とする学校に通学を希望するとき。	小中学校の全学年	最長1年を限度とし、転入の日まで	・工事契約書、売買契約書、賃貸契約書など確認できるもの ・学校長の副申書 ・印鑑
4 教育的配慮による場合	(1) いじめ、不登校等学校生活に起因し、在籍校又は指定校に通学することが困難な状況であり、転校することが教育指導上必要であると認められるとき。	小中学校の全学年	最長卒業まで	・学校長の副申書又は教育相談機関の意見書等 ・印鑑
	(2) 区域外就学をする特別な理由があると教育委員会が認めたとき。	小中学校の全学年	必要と認められる期間	・学校長の副申書 ・その他必要となる書類 ・印鑑

注 学校長の副申書とは、在学校の学校長の副申書。ただし、小学校新1年生の場合は、在籍する保育所(園)長又は幼稚園長の意見書